



MIN・IREN

『ケアの倫理』café

vol.7

医連新聞発行元 全日本民主医療機関連合会 発行人 桥本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL <https://www.min-iren.gr.jp/>

編集/全日本医連職員育成部、人権と倫理センター 監修/明日の自由を守る若手弁護士の会 岡山県労働者学習協会

全日本医連 Webページ

これからも職員をつなぎ、地域をつなぎ、ケアがめぐる社会へ、対話を重ねよう

「いつも、心にそっと寄り添っていただけるような暖かさを感じながら読んでいます。」

「自分も『ケアの連鎖』の中にいるのですね。連載を楽しみにしています。」

「以前は話さなかったけど、今では家でも仕事のことを聞いてもらっている。」

「ケアする側のスタッフが支え合い学び合える関係性のなかでこそ、ケアの倫理が育まれると感じる。」

「ケアの倫理」caféはケアの本質を照らす貴重な時間となりました。

「コロナ禍で希薄になっていたコミュニケーション(関係性)が、回復していくようです。」

「職場づくりそのものになっている。そんな声もたくさん寄せられています。」

「ケアによって得られる『安心感』や『信頼関係』は数値化されにくいけど、社会はケアで成り立っている。ケアを評価する社会へ変えたい。」

「療養上の世話や家事など終わりのない無償の労働は多くの女性に強いられてきた。人々の声が届き、そのケアを社会全体で担えるような世の中にしたい。」

「もっとケアに時間をかけたい」「病院・介護事業所を守りたい」「戦争をとめたい」

互いの声に耳を傾けながらの対話は、私たちをケアし合う場となり、ケアに満ちた社会につながることを、「café」は教えてくれたのではな
いでしょうか。

これからも職員をつなぎ、地域をつなぎ、ケアがめぐる社会へ、対話を重ねていきましょう。

わたしの
語り

まちづくりとケア実践

ケアの相互関係は憲法25条に守られている
～「いのちのとりで裁判」と「ケアの倫理」から学んで

林道倫精神科神経科病院(岡山民医連)
精神保健福祉士 (PSW) 上村 真実

当院は、生活保護基準引き下げ違憲訴訟(いのちのとりで裁判)への連帶を続けています。これまでに陳述書の提出や署名、裁判の傍聴を通して支援し、岡山地裁では原告勝訴を勝ち取りました。また、今年6月には最高裁判決史上、初めて基準の引き下げが違法と判断されました。

これまでの「ケアの倫理」の学習を通して、生きることは相互依存することであり、ケアも相互関係にあること、憲法25条は国民が自由に自分らしく生きる前提条件を整えるためのものだと学んできました。

生活保護基準は、国民の最低生活保障(ナショナルミニマム)です。今回の裁判にはその後退を許さないという想いが詰まっています。誰もがケアの受け手、ケアする者の双方になりうる中で、個々人の生活が憲法25条に基づいて守られているのか、後退せないために私たちができることは何かを意識しながら、声を上げたり運動につなげることが大事だと考えます。

「すべてのことは他人事ではない」
～署名を手に「ケアの倫理」の視点からの気づき

長崎民医連事務局長 川尻 瑞美

「民医連にいるとなんだか署名が多いなあ…。」そう感じている
人も多いのではないでしょうか。

私は職員のみなさんに、署名をはじめさまざまなものをお
願いする立場です。その私でさえ思うので無理はないと思います。
私は署名にとりくむ時、「この署名の向こう側にいる人を想像しよ
う」と思ってきましたが、「ケアの倫理」を学ぶにつれ「なんか違う
のでは」と思うようになりました。「すべての署名は実は自分のため
にするのだ」と気づいたのです。

私は関係ないと思ってしまいがちな署名でも、もしかしたら、
署名の向こう側にいるのは、私かもしれないし、私の家族かもしれないし、将来私の身の周りに起こることかもしれない。「ケアの倫
理」の視点で平和問題や社会保障問題をとらえると、民医連運動に
向き合う気持ちも変わってきそうです。

「すべてのことは他人事ではない、あれは私かもしれない…」と
署名用紙を手にするたびに、考えていきたいと思います。

1面 まちづくりとケア実践

4面 日本国憲法とケア 連載⑦戦争とジェンダーの深い関係～9条と24条は「車の両輪」～

国際社会は、脱化石燃料・再生可能エネルギーの時代へ～石炭火力の廃止年示さず、遅れとる日本

Webページ ノルウェー 若者の政治参加と気候変動のとりくみ～未来図としての高校生の模擬選挙～



連載⑦ 戦争とジェンダーの深い関係～9条と24条は「車の両輪」

明日の自由を守る若手弁護士の会 共同代表 黒澤 いつきさん

憲法と平和の話をしようとすると、憲法9条にばかり注目してしまいがちですが、実は日本国憲法が掲げる平和主義は、9条と24条(家庭における両性の平等)がいわば「車の両輪」のように働くことで支えられています。この2つの関係を紐解いてみましょう。それにはまず、9条も24条もなかった時代を振り返るのが近道です。

「家制度」は戦争遂行に都合がいい

80年前まで続いた大日本帝国——人権も平和もないこの軍国主義国家は、「大日本帝国憲法」と「家制度」が骨格となっていました。まず前者は、「現人神」とされ絶対的な存在だった天皇が民を支配する国家体制を定めた法典です。しかしこれだけでは不十分で、天皇の一聲で速やかに戦争遂行に全力を尽くす国民をつくるためには、女性に「天皇のための兵士を産み育て、戦場に送り出す」役割分担意識を植えつけることが必須です。

そこで明治政府は、この帝国は天皇を「父」とした1つの家族のような国家であり、「子」である国民は天皇に従って生きるものなのだと説き(家族国家観)、教育勅語を暗唱させたり徹底して教育しました。その上で、1つひとつの家族もまたミニチュア国家のようなピラミッド組織であるとして、戸主を頂点とした「親が子を支配し、男が女を支配する」構造、すなわち「家制度」を定めました。男性(国家)が女性の身体や人生を支配することは、戦争遂行には都合がいいのです。

「個人の尊厳」「両性の本質的平等」(24条)が 戦争放棄の国家(9条)をつくる

敗戦後、日本は人権を重んじる民主主義国家として再出発するにあたり、憲法でまず戦争放棄を宣言しました(9条)。しかし同時に、軍国主義を支えた「人が暴力で他者を支配する」という社会構造・考え方も終わらせる、つまり家制度も廃止しなければなりません。人が他者を「支配」するという暴力的な関係が、差別を生み、深め、さらなる暴力(虐殺・植民地支配・戦争)を容認するわけですし、誰もが自由・平等であるという人権の考え方と、暴力や差別は対極にあります。

24条は最もプライベートな「家族」という空間においても「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」が徹底されることを強調し、「家制度」を廃止しました。「暴力を否定する家庭／社会」が作られれば、戦争放棄の非暴力国家はより強固なものになります。逆に、軍拡を主張する政治家がやたらと「伝統的家族」を強調して性差別的な発言をしたりするのは、ある意味一貫性がありますね。

反戦平和の実現のためにも、ジェンダー平等は大事です！



国際社会は、脱化石燃料・再生可能エネルギーの時代へ ～石炭火力の廃止年示さず、遅れとる日本

IPCC(※1)は、地球の平均気温の上昇を産業革命前から1.5℃に抑えることを呼びかけ、そのためには、世界全体でCO2排出量を、2019年比で、2030年までに48%、2050年にはカーボンニュートラル(※2)の実現をめざしています。そして2023年IPCC「第6次評価報告書(AR6)統合報告書」(※3)は、この10年で行う対策が、数千年先まで影響を与えると警告しています。

COP28(※4)で国際社会は、脱化石燃料・再生可能エネルギーの時代への移行を確認しましたが、その実現には、火力発電など大規模排出事業者の取組が不可欠です。しかし、現状では1.5℃に抑えることができないどころか、3℃も上昇してしまうことが懸念されています。

日本はG7国の中で唯一、石炭火力の廃止年を示していません。再生可能エネルギーの導入も遅れています。

(※1)気候変動に関する政府間パネル(IPCC):世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により、1988年に設立された政府間組織で、195の国と地域が参加しています(2023年現在)。

(※2)カーボンニュートラル:人間活動で排出する二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量と森林による吸収量やCO₂回収技術による除去量を差し引きゼロにする考え方。

(※3)WEBページ「資料・文献」参照

(※4)COP28 温室効果ガス(GHG)の排出削減目標や気候変動への対策について議論される「国連気候変動枠組条約締約国会議」の28回目の会議。2023年、締約国198カ国が参加。

【参考】若者気候訴訟
<https://youth4cj.jp/>



寄稿 ノルウェー 若者の政治参加と気候変動のとりくみ
～未来図としての高校生の模擬選挙～

ノルウェー在住・ジャーナリスト あぶみ あさきさん
https://www.min-iren.gr.jp/care_cafe-world 本文はこちらから



2・3面 「ケアの倫理」を深める/シリーズ 第7回(最終回) ケアの担い手は、人権の守り手に
4面 日本国憲法とケア 連載⑦戦争とジェンダーの深い関係～9条と24条は「車の両輪」～
国際社会は、脱化石燃料・再生可能エネルギーの時代へ～石炭火力の廃止年示さず、遅れとる日本
Webページ ノルウェー 若者の政治参加と気候変動のとりくみ～未来図としての高校生の模擬選挙～

シリーズ 「ケアの倫理」 を深める

シリーズ

あらためて、今なぜケアの倫理なのか。コロナ禍で露呈した社会の脆弱さ、ケア資源の不足。私たちの生存を脅かす気候危機。少子化をはじめとする、持続可能性が失われつつある社会状況。そしてケア労働に冷淡な政治…。人々のニーズは切実だけれど、それが充足されていない。

社会全体の「ケア不足」を転換していくには、私たちがケアの意味や役割をつかみ、語りあっていくことが大事ではないか。ケアの倫理を公的規範として鍛え上げ、人間、社会、民主主義、そして政治を捉え直すのだ。

政治にケア視点をもちこむ

誰しもが例外なくケアされる存在であるならば、ケアはすべての人にかかわる最重要課題であるはずだ。ケアは、家庭内、地域、職場、団体・組織、市場、自治体、政府、などで行われる。どのように社会全体のケアを分担しあうのか。ケアを社会で支える法制度、資源分配(税金投入や人の配置)の変革にむけ、知恵を出しあわなくてはならない。その配分を決める力をもっているのが政治だ。

この間の訪問介護の基本報酬引き下げが顕著な例だが、政治こそが、ケアの社会的な価値(有償労働の場合には報酬を決めることで)を決定し続けている。そしてケア責任を負わない「特権者」たちは、ケアに参画していないがゆえに、その価値や実践知が見えていないし、わからない。結果、ケアは低く扱われ続けてしまう。

市民が、私たちが、政治にケア視点をもちこもう。政治は広い意味でのケア実践でもあるが、政治自身がケア(注視)されなければならない。私たちの参画、アプローチが求められる。ケア視点をもつ政治家も増やしていこう。そうしてこそ、ケアが政治の表舞台に上がり、市民一人ひとりをケアする政治へと転換できる。

選挙での投票はもちろんのこと、署名活動や請願行動など、多様な「政治参加」の回路があれば、さまざまな形態で政治に参加しやすくなり、政治家や自治体・国と私たちのあいだの対話も成立しやすくなる。身近なところの中間団体は重要で、政治との関係性を豊かなものにする。労働組合、市民団体、民主団体、NPOなど。民医連も重要な一翼を担っている。多様な「声をひろう器」が形成されれば、ニーズを把握しやすくなると同時に、声を届けやすくなる。

「おかしいことに対しておかしいと声をあげるのは、間違ったことでも恥ずかしいことでもない。声をあげることで私たちを不当に扱う側を押し返すことができる。少なくとも、もうこうは言わせない。『誰も何も言わないのだから、今まで問題もないんだ』とは。声をあげる人が増えれば、こうも言えなくなる。『みんな黙って我慢しているのだから、あなたも我慢しろ』とは。力のある人とその近くにいる人たちだけがより豊かになるのではなく、大勢の普通の人たちが生きやすい世界へと変えていくためには、力を持たない私たちが声をあげるところから始めるほかない」(注1)のだ。

※本稿は『民医連医療』にも掲載しています。
全7回(2025年2月~8月)。



つぶやきコーナー



それぞれの声に
耳を傾けよう

Café あなたの職場でも

- 政治をケアする(政治にケア視点をもちこむ)アプローチについて語り合ってみましょう。
- 「ケアの倫理」caféを通して生まれた変化(自分や職場等)について話してみましょう。



ケアという行為の構成要素



『ケアとは何か』(中公新書)の著者、村上靖彦さんが、続編と位置づける新刊を5月に出版された(注2)。そのなかで、ケア行為の構成要素を記述されている部分があるので、私なりに整理し、ここで紹介したい。

(1) ケアは〈生存することをサポートする〉。

食事の提供、家事、育児、介護、看護、リハビリ、医療的ケア、清潔を保つ…。居場所、安心の土台となる場をつくる。言葉や態度で相手の存在を支える。命や生活を守る諸制度や政治も、ケアとなる(そうしなければならない)。

(2) ケアは〈途絶えそうな関係をつなぐ〉。

生存が脅かされている人と「つながる」「ともに居る」。他者との出会いやコミュニケーションのなかで、世界とつながることを媒介し、孤立を防ぐ。アウトリーチなども大事なケア。孤立は人としての尊厳を失う。差別や社会的な不正義によって排除された人の側に立ち、ともに居ることもケア。

(3) ケアは〈小さな願いを聞き取り、実現する〉。

願いの自由を制限しない。応援・サポートする。○○が食べたい、音楽を聞きたい、家に帰りたい、散歩がしたい、自分でトイレに行きたい、お化粧をしたい、孫に会いたい、釣りに行きたい…。その人のニーズを聞き取り、背景を知り、何ができるかを考え、方法を探る。

(4) ケアは〈経験と願いを語る環境を整える〉。

自らの傷や孤立を語ることができる場をつくること。願いや痛みを話せることもケアとなる。人は存在が肯定される場所を求める。病気や障害、社会的マイノリティーなど「声を発しにくい」人が、安心して思いを表出できる場。どんな自分であっても、話を聞いてくれる、「理解者がいる」という安心感は、ケアになる。

ケアの担い手は、人権の守り手に

岡山県労働者学習協会 事務局長
ながひさ けいた
長久 啓太さん



ケアの担い手は、人権の守り手に

どうだろうか。皆さんのが実践していることが多いのではないだろうか。村上さんは、「これらはすべて、ケアを受ける人の尊厳を守ることである。つまり、ケアはつねに人権と直結している」(注3)と指摘している。

そう。ケアの担い手は、人権の守り手にもなっている。そして、自分以外の誰かの尊厳を守ろうとするなかで、結果的に、自分も人間らしく生きていける。相手を傷つけてしまうこともあるケアだからこそ、自分のものの見方や人権のアンテナをみがき続けていく。

さいごに、あらためてケアの倫理を学ぶことの意義を考えたい。第1は、「私」や「私たち」が日々行っているケア実践(ケア労働、家の中でのケア、広い意味でのさまざまなケア)を見直したり、意識できるようになる。自分の価値観やものの見方をほぐす学びにもなるし、まわりの人との関係性を見つめ直す視点になる。

第2に、職場や地域、社会全体の「ケア不足」への解像度を上げ、政治や民主主義にケアの視点を持ち込む声や運動を後押しする力となる。

ただ、ケアをめぐる課題は広範で、すぐに変わりそうにならないと感じるかもしれない。「仕方がない」を乗りこえるための学びあいの機会をつくり出してほしい。皆さんは次の世代にどんな地域や社会を手渡していきたいだろうか。誰もがケアし、ケアされる、ケアにあふれた世界を、ともにめざしたい。その語りあいは、自分たちをケアしあう場にもなるだろう。

足元の「ケアのある場や関係性」を大事にしながら、それを地域や社会への課題と接続することができる組織や方途を持っているのが民医連だ。課題が大きいからこそ、全国の仲間と一緒に、学び、気づき、感じたことから、次の一步を。

ケアの倫理は、皆さん一人ひとりの実践と民医連運動に、新たな活力を与えてくれるものとなるはずだ。

(注1)太田愛『未明の砦』角川書店、2023年、592P

(注2)村上靖彦『傷つきやすさと傷つけやすさ ケアと生きるスペースをめぐってある男性研究者が考えたこと』KADOKAWA、2025年

(注3)同上、45P

紹介

ポストコロナ禍、戦争、民主主義
—ケアの倫理から考える 岡野 八代さん

「民医連医療」2024年3月号掲載
Webページ「資料・文献」参照

